



武藏地誌料

ル 4  
2863

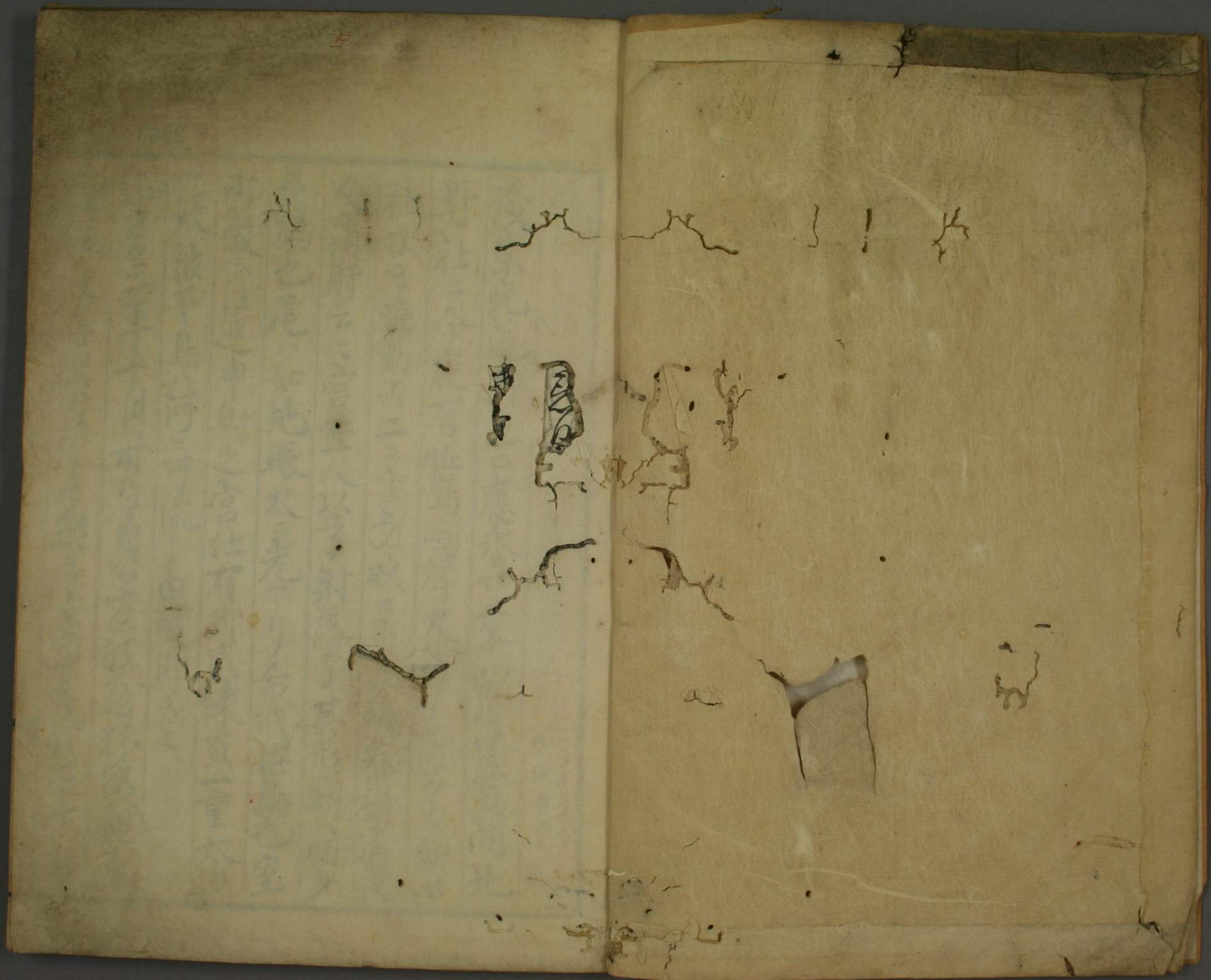


武藏地誌料

二十六

1284  
2863

學大田稻早  
館書圖  
庫文田西者托  
號三七第書托  
號  
冊



... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

門凡四  
號 2863  
卷

内藤

内藤

大正七年九月廿四日  
内田 糸子氏 贈

後崇光院御起云應永廿五年四月廿五日聞北  
野社ニ今夜有怪鳥鳴聲大作ウヒシクカ如云  
社ニモ鳴動スニテノ秋ニ居テ鳴參詣通夜  
人消肝云々宮仕一人以弓射落了其形頭ハ猫身  
ハ鷄也尾ハ如蛇眼大ニ光アリ希代怪鳥也室  
町殿ハ注進申射之宮仕有御感練貫一重太刀  
一振被下鳥ハ河ニ可流ニ由被仰云々  
延享三年十月廿日自白公方被總稱河觀看  
河俵男子出立云々以於云々首可氏お軍ニ時

内藤

内藤

新氣中世體將軍出軍其佳例云、彼中  
懐故君中馬本振務以宿五幅其上書  
所於書以爲奏讀稿中 政行中出行豊新  
臣書の〜云々

嘉吉元年六月廿五日略之儀租一  
献之云云核至初時内方〜河  
有申之守而爲〜之案本中〜  
清子〜武士〜則之方討  
三條中〜切押禁例  
政切伏少〜

三人討死〜  
猶如一色百り〜  
今之石階た僅〜  
し遠路〜  
心より〜  
〜  
九将軍〜  
〜  
首目〜



心もくちさひきやゆるんは無遊微の揚  
射も路くのまらあ〜〜〜のまを  
あ〜〜〜とえぬ統

建の元永字十五年二月の所ちを  
右并忠長朝臣母元自去年比治  
記六才多中山守中將被下思  
或治志兵部中将持季知長は買得能  
外信、  
方持うりき  
経長つ記

思ふ事は流るる事  
此之句  
新河  
哉何況  
果之  
新河  
其  
知  
子





所々々ハ、酒ヲ奉テ酒ナト飲タリ女房ちと  
考ニ申ルノ酒通ナトハ、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
但主ト密々、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
隔遠テヤケヤケヤケリシテ女官トモ酒、  
トヤケノ趣見ノ事ハ、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
杉比留字梅見了申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
トヤケマレシワレ毛至極、申す申ルル、申す申ルル、  
也

今自邸中將親通親居、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
天敵ハ、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
也

夫人四品ノ類皮ヲ、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
予ノ和後シニ、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
候ハ、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
中将兩度共ハ、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
事ヲ出シテ出物、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
然ル奉為、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
貫首ハ、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
不便事也、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
也

此ノ事ハ、申す申ルル、申す申ルル、申す申ルル、  
也

得生院右府記云永正七年四月十五日金日  
南庭椿ノ枝ニ奇異ノ物出現ニト云白ウサキト  
カリテメ宿禰仙齋本ニモ云テト云此事也  
ト各甲ト云年 祇園ノ社賀ノ椿ニ生物出現  
法人群集見之々々、今日家門存前椿  
出現希代不思儀也福考之臨下法人  
家ニ繁昌之臨之祖孫世孫ノ御計出現  
此祝肴ノ事見付ノ事ノ酉刻ノ時分也  
即此中ノ事ニ此枝ヲ折テ草ニテカム此  
物保儀トモ也此皆昔神ノ御計ト云々

武蔵誌料

○河内川 高川 高川 高川 高川 高川 高川

甲陽軍鑑<sup>四</sup>云云 武蔵ノ地ニシテ高川ノ水ニ  
出ルルニ上杉家ノノ教ニテ云シテ高川ノ水  
川武蔵ノ水ニ多クテ高川ノ水ニセシガヤ  
云云云云 氏方ト云上杉ノ部ニハ年ノ末今  
別改メ一別ニ出ルル云

○河内川 柏原

甲陽軍鑑<sup>四</sup>云云 高川ノ水ニシテ高川ノ水  
河内ノ地ニ云々云々ハ百歩ノ高川ノ水ニ

主君三年庚  
子息氏康二十  
六歳にて陣  
に死すの事  
に云々云々  
高川ノ水  
云々云々  
高川ノ水  
云々云々  
高川ノ水  
云々云々

室はして十有八子の令御るれはけ方には氏原の  
令御に能へしは御とくくは御の治法に  
うぬわを治法する終る運の令御に仕うく氏原  
御の考とこもくとしてこそあるもの考とては  
御の御たこつりてこそある御考に或初め御  
原とてあるもの考とてこそある御考に或初め御  
天文七年七月

。江戸代官下

里見也此云安房守志義傳ノ下 同九月志義公

江戸へ御首途より江戸代官町へ御越所々儀ヨリ  
米百俵を御扶持下下し居玉

。武州玉川の水

本朝俗語志云菊屋舟治源作 或は相多彦郡の玉川

大沼の流の東に六郷のそとこ此川の氷は指の  
くははるはた九く氷うて川岸の指をくれ共たにら  
あひくをと懸け。うはくくは水晶の瑞影と乱をら  
似たりけ川の水くわく移くかく氷ははゆつ玉川の  
名ありとては日津志のいひも也 巻一  
三六

。江戸治谷の神

本朝俗語志云十三九 江戸治谷金王の治の神正神八月  
輪の白く移るはるはるの別南極と後く代く不是也

多くは眼音より之任やうくあはれし  
不具なる事情ありに入院の時けり  
海する例とて此宗とて兼て  
御沙弥の蓋とてし  
たらく一生何若き  
院の或とての  
志常止村の  
わう日月二流の

ふしれは義家奥列征伐の時二流の思とて  
のり流ハ南あよとてありあり社と  
金剛寺極

金剛寺極

本朝信濃志云一武州多摩郡青柳村金剛寺の極ハ  
古年の極あり他ハ白極也子ハちいさく  
若し始終遊をま事林道堂ハも  
後世も子ハ  
ありは極ありありとて  
のり流ハ  
極ありありとて

石神井魚

本邦俗志<sup>二</sup>武州石神井<sup>一</sup>の池の  
 魚ハ以鱒<sup>ニ</sup>鳥井の川より洪水に  
 出れば此の人のそらひとて  
 石神井の仕者さうとていふ

五色菰

本邦俗志<sup>三</sup>武州那珂郡<sup>二</sup>千代田<sup>一</sup>  
 五色ノ菰ハリ梅<sup>ノ</sup>幹<sup>ハ</sup>五尺<sup>ノ</sup>周<sup>リ</sup>紅白<sup>モ</sup>あ<sup>り</sup>青<sup>モ</sup>あ<sup>り</sup>  
 菰のそれのまゝ五つのかつて根の葉の厚さを  
 紫もたむちをとりきる中に細き葉あり白の

葉ハ蔓のまゝなるもの一節は花中にあら  
 らぬ此の菰もに交りてあるは  
 輪つ菰と云ふもはつては花あ  
 らぬ、  
 菰ハ花のまゝなり、  
 花のまゝなり、  
 花のまゝなり、  
 花のまゝなり、

菰

本邦俗志<sup>七</sup>武州<sup>二</sup>那珂郡<sup>一</sup>千代田村と千代の中  
 花のまゝなり、  
 花のまゝなり、  
 花のまゝなり、  
 花のまゝなり、

平河あそびと一はふのあそびと竹と花と交をると  
さり 古玉の  
迎子

立石

平河伝説志 三左 武州葛飾郡三石村南花院 其言  
のうらら畑の中にまるとさわり南小三人を西一人  
五寸うまいんころうはるく鹿鹿のま新をかくれん子  
鹿のちり其方れとさり はる 金輪際より  
生ころとさり さり ころ切てあさるとんくと切れ  
りれ はる 雷雷部ととさり はる 切れととさり

重忠誓書

平河伝説志 四左 武州稚文郡波久礼村荒川の傍  
種まき巻の誓書とさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり  
お金様いりころころ はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり  
ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり  
早魁の年此水切ゆるころ はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり  
きり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり  
たう はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり  
雨車物 はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり  
ま はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり はる ころうまるとさり

皇女地巻

江戸河川沿いの奉明寺の卵塔の中に何人の墓と  
あるに三人くうれと塔に墓像の地蔵を彫り狛犬成者  
あり奉明寺成二月十九日より之園より江都いさり  
及く人迫在迫園より此等塔にいさりしもの起るに  
五光山にて思極すくくは此の痛ひ成る不仁木の  
影いと云うよ其後ありはく人事は何んか仕始け  
んは向の水を少く塔の南より入れを香氷と名付く  
たり新成地といはれと云ふ是てこれと信んを後  
のまよひと名をう散地は雨のり如く積言くり投る  
事いよきくまより寺を造る一園司ノ塔あり

罪重くして其後の堂信と身が神の霊附となれり今も  
とてま遠れり流る人輩に後人の地を何物にあ  
たりたりやに鼻サ穴をく世俗鼻を地蔵とて也

後石

奉明修後志 卷四 奉明園見玉郡 金洞村中らるる  
名もまありり大なりおこり其祀をとり其意いあ  
らりれりおハ一丈五尺よりたんとすれ掃りうける石也  
くねまむくんと新築あるよりすはらりていそび  
るき祀り 金鎖神社 高台の 金鎖寺 天台ノ大寺に奉明  
末僧正地堂族のえ

三丈師  
アリ

竹通庵無聲陸

本州修徳寺五ノ江ノ石川竹通庵ハ一ツノ桂樹あり  
開山ノ者上人初名ノ姓ナリト封ラレトシテ事ニ  
秀徳寺竹通庵ハ園東ノ後林ノ内坐落地也寺額言石  
明徳寺中ノ多刻スラ奉上人ハ眉間ト三日月ノ如クありて  
先ありて三日月ノ人ト稱ス奉上人ハ弟別名新名所ノ名  
主白告志テ予幼少ノ子ト言所所出ルル所ト云テ娘心磨意  
四年正月廿六日ニ逝ク父新名所ノ後母ト云テありて年地歳  
福寺ノ室ナリト稱ス一ノ雜書凡千四八歳ニ二千五年ハ  
一ノ書水ノ宗我ト云テ娘心磨ト云テ一ノ書教ハ竹通庵

初名ト云テ宗我ハ真徳法印ト云テ一ノ福寺ハ但馬ノ天  
命月夜ニ老師神道ハ法師大輔某初名ハ初名法師ト  
云テ一ノ書今ノ竹通庵ヲ著ス嘉永二年九月廿七日

増上寺用山石巻  
上人の師あり

石ノ水所

本州修徳寺五ノ江ノ石川竹通庵ハ一ツノ桂樹あり  
開山ノ者上人初名ノ姓ナリト封ラレトシテ事ニ  
秀徳寺竹通庵ハ園東ノ後林ノ内坐落地也寺額言石  
明徳寺中ノ多刻スラ奉上人ハ眉間ト三日月ノ如クありて  
先ありて三日月ノ人ト稱ス奉上人ハ弟別名新名所ノ名  
主白告志テ予幼少ノ子ト言所所出ルル所ト云テ娘心磨意  
四年正月廿六日ニ逝ク父新名所ノ後母ト云テありて年地歳  
福寺ノ室ナリト稱ス一ノ雜書凡千四八歳ニ二千五年ハ  
一ノ書水ノ宗我ト云テ娘心磨ト云テ一ノ書教ハ竹通庵



けるやけの山所の海の水をて目と酒と眼病を治す  
事妙と新抄物の言に扱おと御るに御まうく身死と  
つひかへしけり

大巻

平相修治志五ノ三武州赤川の沖よちきおる驚りり晴天  
赤川の時の言に海より入甲の太さこころう六人か  
此とくくおくるおるおのらのをし御舟御おるの  
ちくくつらまおる甚くとおれ害とるゆりうて  
新 多くいたり さいとらりいし

武州三郡 葦城 武州四司

修治志を  
一とす

鎌倉大州候云ルイ元年 壬辰元年六月廿三日治川左衛門佐左衛門

をたけしと身おのくは指下そとさる此地親しとて九州  
権懸の家をたれ諸家も地りき事たおのひりう人祖文  
左衛門佐左衛門之陣或飛の書目はをわり其時より足  
三郡葦城とさるとあり立葦城しして今にもやし此を  
おのしけれい言はにうおとてお後と権懸となし  
をすいぬおの通武州上州のきしものたしを成氏  
退治して上校と官叙し 扇車を治むるの法と觸  
るる人

武州五十子合戦

寛保二年  
癸卯刻

鎌倉大寺御書 寛保二年 下冊三ノウ 彦頼公武州五十子と云ふ陣取成  
氏流と對陣ししりて夜この合戦也

武州府中分路河原合戦

鎌倉大竹御書 寛保二年 下冊三ノウ 享徳四年正月廿一日武州府中

分路河原へ寄来ルニテ一 之を云ふ者

江戸神田ノ所 家ニテ天物ニ産ハルニ

法圓里人談 卷二十七在 菊園注作 正徳のころ江戸神田向楊所が所

物高ふ家の西五家の御新正月十五日のまじり湯

へはともいれりお出りりサ時して裏口にいじん

あり誰かんととらわれんかの御新と股川草鞋の縁す

はての芭を柳まうけてぬた入りのまじり湯  
おろく神楽くまのまじり湯と云ふまじり湯  
かゝるゆりて是御あひ見あひの柳よりまじり湯  
はくまの野花こゝれを移してまじり湯と云ふまじり湯  
のま今朝ハソウと云ふまじり湯と云ふまじり湯  
このまを御書ししるまじり湯と云ふまじり湯  
アアよ曰御書ししるまじり湯と云ふまじり湯  
まじり湯と云ふまじり湯と云ふまじり湯  
御書と云ふまじり湯と云ふまじり湯  
江戸ハソウと云ふまじり湯と云ふまじり湯



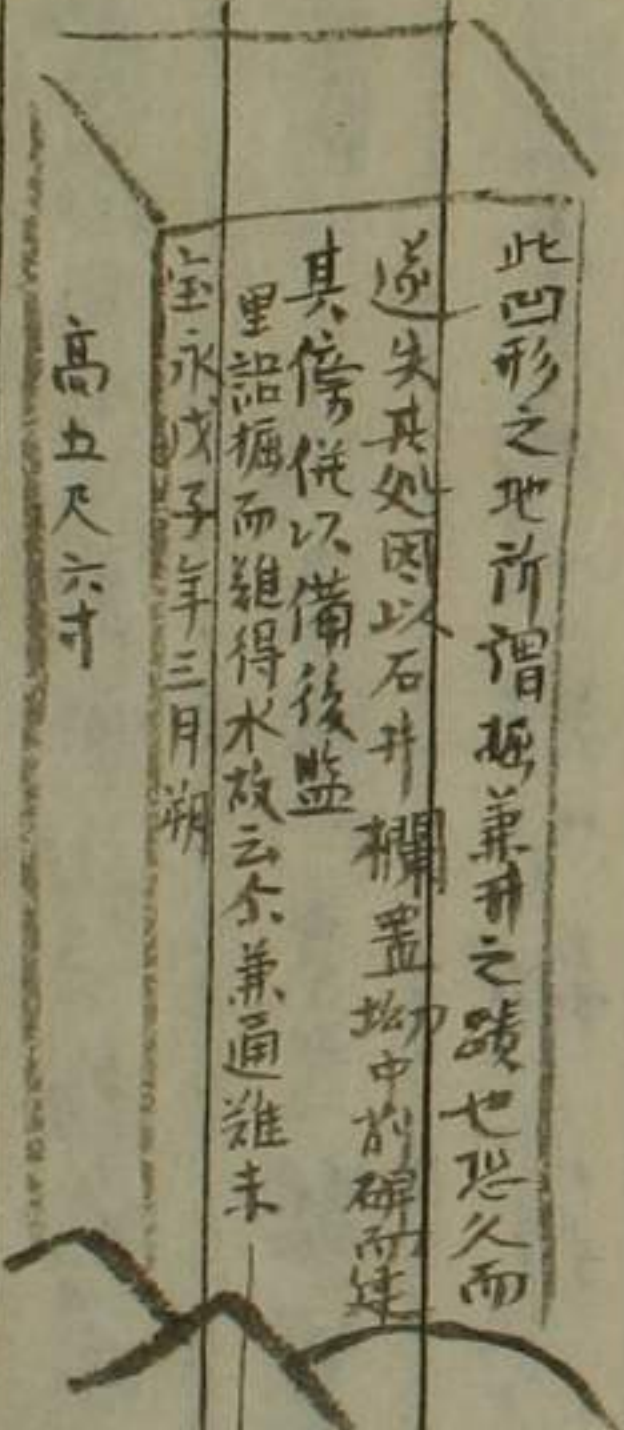
法皇里人<sup>三ノ</sup>法皇<sup>一ノ</sup>身在<sup>二ノ</sup>法皇里<sup>三ノ</sup>郡<sup>四ノ</sup>志<sup>五ノ</sup>多<sup>六ノ</sup>好<sup>七ノ</sup>の<sup>八ノ</sup>あ<sup>九ノ</sup>の<sup>十ノ</sup>中<sup>十一ノ</sup>に<sup>十二ノ</sup>あり  
 又奥州安達郡にありしをれは東之防悪鬼退散の地と  
 或初の皇三郡と奉りてそり別<sup>一ノ</sup>志<sup>二ノ</sup>防<sup>三ノ</sup>悪<sup>四ノ</sup>鬼<sup>五ノ</sup>退<sup>六ノ</sup>散<sup>七ノ</sup>の<sup>八ノ</sup>寺<sup>九ノ</sup>東<sup>十ノ</sup>志<sup>十一ノ</sup>寺  
 とまわし<sup>一ノ</sup>紀<sup>二ノ</sup>分<sup>三ノ</sup>那<sup>四ノ</sup>智<sup>五ノ</sup>の<sup>六ノ</sup>法<sup>七ノ</sup>保<sup>八ノ</sup>に<sup>九ノ</sup>は<sup>十ノ</sup>或<sup>十一ノ</sup>初<sup>十二ノ</sup>回<sup>十三ノ</sup>皇<sup>十四ノ</sup>三<sup>十五ノ</sup>郡<sup>十六ノ</sup>の<sup>十七ノ</sup>悪<sup>十八ノ</sup>鬼<sup>十九ノ</sup>  
 退散とわけて奥州の事いふべし

地兼井

諸回里人<sup>四ノ</sup>法皇<sup>一ノ</sup>身在<sup>二ノ</sup>法皇里<sup>三ノ</sup>郡<sup>四ノ</sup>志<sup>五ノ</sup>多<sup>六ノ</sup>好<sup>七ノ</sup>の<sup>八ノ</sup>あ<sup>九ノ</sup>の<sup>十ノ</sup>中<sup>十一ノ</sup>に<sup>十二ノ</sup>あり  
 又奥州安達郡にありしをれは東之防悪鬼退散の地と  
 或初の皇三郡と奉りてそり別<sup>一ノ</sup>志<sup>二ノ</sup>防<sup>三ノ</sup>悪<sup>四ノ</sup>鬼<sup>五ノ</sup>退<sup>六ノ</sup>散<sup>七ノ</sup>の<sup>八ノ</sup>寺<sup>九ノ</sup>東<sup>十ノ</sup>志<sup>十一ノ</sup>寺  
 とまわし<sup>一ノ</sup>紀<sup>二ノ</sup>分<sup>三ノ</sup>那<sup>四ノ</sup>智<sup>五ノ</sup>の<sup>六ノ</sup>法<sup>七ノ</sup>保<sup>八ノ</sup>に<sup>九ノ</sup>は<sup>十ノ</sup>或<sup>十一ノ</sup>初<sup>十二ノ</sup>回<sup>十三ノ</sup>皇<sup>十四ノ</sup>三<sup>十五ノ</sup>郡<sup>十六ノ</sup>の<sup>十七ノ</sup>悪<sup>十八ノ</sup>鬼<sup>十九ノ</sup>  
 退散とわけて奥州の事いふべし

川越より二里  
未申ノ方

千載<sup>一ノ</sup>修成<sup>二ノ</sup>  
 此四形之地所謂地兼井之跡也恐久而  
 遺失其地因以石井欄蓋地中於碑所建  
 其傍俟以備後監  
 里詔稱而得得水故云兼通雖未  
 至永成子年三月朔  
 高五尺六寸  
 別碑而建  
 知口八位俗耳



けあつたに掘兼井と稱する不多しけあつたは河間掘兼と  
 して是より五六町南に方二千間とあり掘のくはる  
 不くはる其井の跡と云又し女新由或入曾里にあり掘りて  
 けあつた地さくして水を汲みてありて掘るぬきと云  
 里法よりして其跡を述べて掘金の名水たれと海金





みねのまはるしきまわりのこと

おゆき

諸國里人<sup>後</sup>寛永年中一武州川越のまのりまはるしき  
まをゆいてまを括んずりしと領分の百姓はれを  
ゆふ古伊豆まはるの智少く名譽のあなりまはるしき  
をまはるしきまをまはるしきまはるしきまはるしき  
何はるしきまはるしきまはるしきまはるしきまはるしき  
にゆきまはるしきまはるしきまはるしきまはるしき  
三年とゆきまはるしきまはるしきまはるしきまはるしき  
世にまはるしきまはるしきまはるしきまはるしき

年松脂化為琥珀

秩父神 棕神

類聚國史<sup>十六ノ</sup>貞觀十三年<sup>九月八日</sup>齊集十一月  
十日壬午授武花國正五位上勳七等秩父神從四  
位下從五位下棕神從五位上

類聚。武花宿禰牙總為國造

類聚國史云桓武天皇十四年十二月戊寅武花國

足立郡大領外從五位下武花宿禰牙總為國造

武花國本連理

類聚國史<sup>七十一</sup>桓武天皇延暦廿三年春正月丁丑朔御

大抵殿受朝賀武花自言有木連理

○武花相撲ヲ歎スル

類聚國史廿三仁明天皇天長十年五月丁酉勅相撲之節  
非常娛樂同陳武力取在此中宜令越前加賀能登  
佐渡上野下野甲斐相撲武花上總下總安房等國  
搜求膂力人貢進

○武花相

類聚國史廿八桓武天皇延暦廿四十六年五月辛丑  
以武花下總二國稻糶與貧民

○武花免征卒等

類聚國史

廿三

養老四年十一月甲戌勅陸奥不背石城

三国調庸并租減□之唯遠江常陸美濃武花越前  
出羽六國者免征卒及廐馬役等調庸并之戶租

○依大風免租調

類聚國史廿三和銅廿七七年冬十月乙卯朔美濃武  
花下野伯耆播磨伊豫六国大風葺屋仍免當年

租調

類聚國史

廿三

廣仁天皇宝龜廿一年九月丁巳伊賀

伊勢尾張參河遠江滋河伊豆甲斐武花上陸



等州一國損田百姓免租稅徵調

○武藏國造

類聚國史八十七安田天皇元年十二月是月武藏國造

原直使主與同族小杵相爭國造使主小杵皆名也經年難決

也小杵性阻有逆心高無順容就求援於上毛野君

小熊而謀殺使主主覺之走出詣京言狀朝廷

臨斷以使主為國造而誅小杵

○武藏守

類聚國史百二十五仁明天皇承和元年正月丁卯先是太

宰府上言慶雲見於筑前國云土是太政官左大臣

正二位臣藤原朝臣臣緒嗣九人參議左大臣從四位上

兼行左近衛中將春宮大夫武藏守臣文室朝臣秋津

三、一、等上表言云々

○武藏地震

類聚國史弘仁九年七月相摸武藏下總常陸上野下野

等國地震山崩谷埋數里一登死百姓不可勝計

○武藏夷俘ヲ降降セシム

類聚國史百九十九桓武天皇延曆十七年六月己亥勅相摸

武藏常陸上野下野出雲等國降夷俘德澤是

等宜每加撫恤令無歸望云々

千熊長考

日本紀九十一仁德十一年冬十月時天皇

天皇夢有神誨之曰武藏人強頸河內人汝田運秋子

以禱于河神爰強頸泣悲之沒水而死乃其堤成焉

之獻物

○武藏人強頸

日本紀九十一仁德十一年冬十月時天皇

天皇夢有神誨之曰武藏人強頸河內人汝田運秋子

以禱于河神爰強頸泣悲之沒水而死乃其堤成焉

唯秋子取全匏兩箇臨于難塞水乃取兩箇匏投

於水中請之曰河神崇之以吾為幣是以今吾來也必欲

得我者沉是匏而不合泛則吾知真神就入水中

若不得沈匏者自知偽神何徒亡吾身於是颶風

忽起引匏波水匏轉浪上而不沉則滄滄沉以速流

是以秋子雖不死而其堤且成也是因秋子之幹其

身非亡耳故時人号其兩處曰強頸斷間秋子斷

間也是歲新羅人朝貢則勞於是後

壬午秋七月辛未朔癸酉高麗國貢鉞盾鐵的八

月庚子朔己酉高麗客於朝是日集郡臣及百寮

今射高麗所獻之鐵盾的諸人不得通的唯的  
臣祖盾人宿祢射鐵的通焉時高麗客等見之畏  
其射之勝巧共起以拜朝明日美盾人宿祢而賜名曰  
的戶四宿祢同日小泊瀨造祖宿祢巨賜名曰賢貴  
臣也冬十月掘大溝於山背采隈縣以潤田是以其百姓  
每豐年也

武藏國直丁

日本書紀十四雄略天皇十一年冬十月鳥官之舍為菟  
田人物所噬在天皇腹腹而為鳥養部於是信濃  
國直丁與武藏國直丁侍宿相謂曰嗟乎我國積鳥

之高同於小墓且暮而食尚有其餘今天皇由一鳥  
之故而野人而太無道理惡行之主也天皇聞而使聚  
積之直丁等不能忽備仍認為鳥養部

武藏國造

日本書紀十八安閑天皇元年十二月武藏國造等原  
直使主與同族小杵相爭國造使主小杵皆召也經年難  
決也小杵性阻有逆心高無順密就求援於上毛  
野君小熊而謀殺使主使主覺之走出詣京言狀  
朝廷臨斷以使主為國造而誅小杵國造使主悚  
喜交懷不能默已謹為國家奉置橫渟橋花多

氷倉櫓四處屯倉

○化來僧等ヲ置武花國

日本紀三十一天武十三年五月辛亥朔甲子化來百濟僧尼及俗人男女并二十三人皆安置于武花國

○新羅僧尼等ヲ置武花國

日本紀三十一持統元年四月甲午朔癸卯新羅紫大宰獻役化

新羅僧尼及百姓男女二十二人居于武花國賦田受高年使

安生業

○又

日本紀三十一持統四年二月戊申朔壬申以歸化新羅

韓奈未許瑞等十二人居于武花國

○武花國飢三ノ九ノ

後日本紀慶雲元年五月庚子武花國飢賑恤

○武花國廣成

後日本紀十八ノ天平勝四年五月辛未後四位上

平郡朝臣廣成爲武花守

○江戸増上寺

曼陀羅疏卷卅八跋文云コノ其ハ三條山中極定業ノ于時永享

八神國五月廿七日鎮西末流武花江増上寺西峯草之

塞之江戸ト云フ此若ラサシテ云ルコト甚クナリ  
江戸増上寺ト云ルコト甚クナリ○乃ニ云フ増上寺ハモト辰ノ口ニ在リ

其後勤王見取ニウツリテ其後  
今ノ世ニウツリワタルヨシナリ

。江戸ガノコ

近世<sup>代</sup>世事

享保甲  
菊岡法橋作

貞享元禄のくから伊能忠信といふ

かきもの江戸といへばこのことをいふ江戸中六はそ  
かのことや又幕末の江戸といへばこのことをいふ

ユノ近世世事ニ江戸ノ俗事多ク出ズルナリ

。江戸俗話

近世世事

五ノ

江戸の始に大高元徳といふ

の側の所なり其國の御町並もまじりて江戸といふ  
ありこれの事なり移りて江戸といふ所

江戸不ハ日本橋 芝居橋 舟橋 湯島橋 麹町  
芝居所あり



以下  
8丁  
白紙

江城考

折花亭為危云 長亨丁未小春二十又二日扣呂  
川之岐軒途中之瀆而易六七十舟楫呂河之土蓋為  
塗江戶之城壁也駭屑之修缺及舟楫感嘆無  
措作是詩 謝元君漢百頃連舳覆無地  
不終沈兮深日、勤塗壁馬上吟看楸土船





以下  
8丁  
白紙

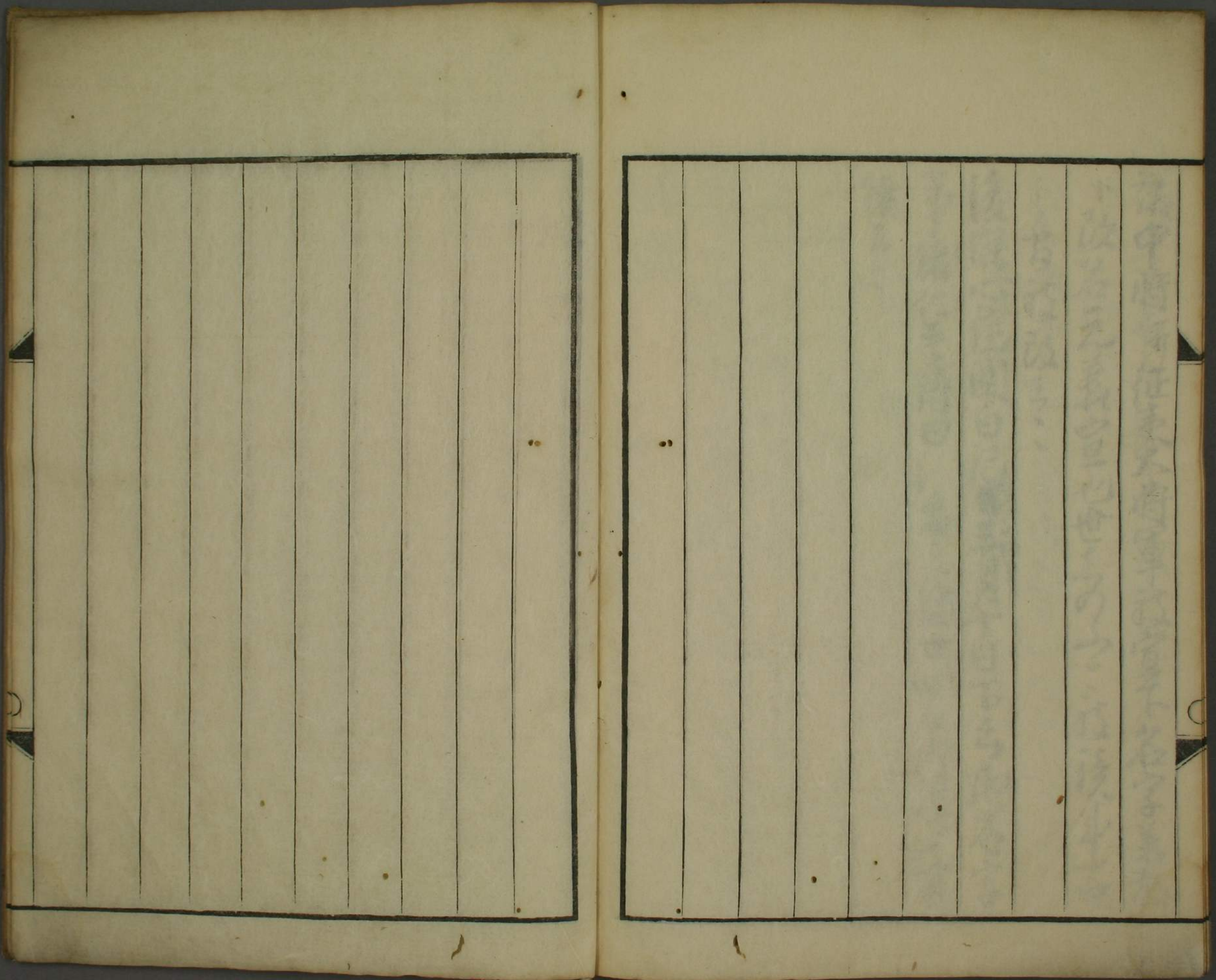
御諱

後崇光院御記應永廿三年十二月十四日下云禁  
 裏御受衣御諱大寶壽之御諱躬仁也而  
 躬仁字室町殿被難申身三弓アリ可有難狀  
 云々鹿苑院鄂隱和尚被仰談躬字同音之字  
 三可被改直申云々自僧中可計申之奈有斟  
 酌之由雖<sup>被</sup>辭退申重被仰仍實仁卜被<sup>申</sup>云々  
 僧中勸進先例不審希代事也白河院皇子實<sup>子</sup>  
 仁親王同字如何  
 正長三年三月十五日亥子刻及子刻及日進表

議中將并征夷大將軍被宣平名字義教  
卜改名之義宣也世之所被後年之姓  
之旨被改云々  
後深心院閔白記三月十日下云兩名字  
事緒仁毛侍曰仁島之緒廿四日河津被用  
緒云々

東内文公附錄大德寺藏本卷之四十一  
後深心院閔白記三月十日下云兩名字  
事緒仁毛侍曰仁島之緒廿四日河津被用  
緒云々

Blank page with vertical lines.



以下  
3 丁  
白紙

